

複数監査役および常勤監査役両制度の導入

——併せて社外監査役制の見送り——

服 部 榮 三

- 一 「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」(昭和五三年七月) まで
- 二 「株式会社機関に関する改正試案(案)」(昭和五三年一〇月) とその審議
- 三 「株式会社の機関に関する改正試案」(参事官室試案)(昭和五三年二月) と各界意見
- 四 商法等改正法律案要綱案(昭和五五年一二月下旬) まで
- 五 複数監査役制および常勤監査役制の成立(昭和五六年六月)

一 「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」(昭和五三年七月) まで

(一) 序 説 (昭和四九年—五二年の状況)

昭和五六年の商法改正がスタートしたとされる昭和四九年九月の法制審議会商法部会(以下商法部会と略す)においては、「株式会社法改正に関する主要問題点」が審議資料として提出された。そこでは、「取締役会制度は形がい化し、本来の機

複数監査役および常勤監査役両制度の導入(服部)

能を果たしていないといわれるが、どのように改めれば、その本来の機能を發揮することができると考えるか。」等八項目にわたる問題点を提起しているが、監査役制度に関する問題点の指摘は存在しない。それは、監査役制度を中心とした昭和四十九年改正（商法典の改正および監査特例法の制定）が実現したばかりであったからである（昭和四十九年改正法は同年四月二日公布された）。もっとも、昭和四十九年改正商法が昭和四十八年七月三日衆議院法務委員会で可決されるに際し、「会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。」について、「政府は早急に検討すべきである。」との付帯決議がなされている。しかし、これは会計監査人に関するもので、監査役に関するものではない。

その翌年の昭和五〇年六月二二日には、法務省民事局参事官室名をもって、各界に対し「会社法改正に関する意見照会」がなされたが、それに付された別紙「会社法改正に関する問題点」にも監査役についての項目は見当たらない。すなわち、右の問題点は、「取締役及び取締役会制度の改善策」等の八項目の問題点を掲げているが、監査役制度については触れるところがない。

(二) 「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」（昭和五三年七月）

昭和五六年商法改正に関する論議において、監査役制度についての改正論議が登場したのは、かなり遅れた昭和五三年七月の商法部会においてであった。このように遅れたのは、前述のように昭和四十九年に監査役ないし監査制度を中心とする商法改正がなされ、同制度の大幅な改正が実現したばかりの時期に昭和五六年商法改正がスタートしたからである。しかし、昭和四十九年以降も、日本熱学およびその子会社のエアロマスターの倒産、東京時計や東邦産業の粉飾決算、興人あるいは東洋バルブの崩壊、不二サッシの不正決算、航空機疑惑事件（ロッキード事件およびグラマン事件）など、監査役ないし監査制度の再度の見直しを迫る会社関係事件が続出した。それに、昭和四十九年改正に洩れた事項もないわけではなかった。かくして、取締役および取締役会制度の改正に加えて、監査役制度の改正が昭和五三年に遅ればせながら採りあげら

れることとなったのである。

そこで、昭和五三年七月の商法部会には、「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」が審議資料として提出された。その内容はつぎのとおりである。

「一 複数の監査役の職務執行

- 1 監査役は、監査意見の表明を除き、監査役の全員の合意により、分担してその職務を執行することができる。^{*1}
 - 2 1の場合において監査役は、他の監査役が職務の執行を適正に行っているかどうかを監視しなければならない。^{*2}
 - 3 取締役が会社にたいして訴を提起したときは、会社を代表する権利の行使は監査役の過半数を以て定める。^{*3}
- 二 一定規模以上の会社の監査役

(注) 一定規模以上の会社は、会計監査人による監査を強制される会社としてよいか。^{*4}

- 1 監査役の員数は二名以上であることを要するものとし、その半数以上は常勤としなければならない。^{*5}

(注) 常勤者の指定は、株主総会の決議又は監査役の過半数の合意のいずれによるものとするべきか。

- 2 監査役のうち一名以上は、その就任前の一定期間会社の使用人又は『取締役及び取締役会の問題点並びにこれに対する意見二』により担当すべき職務の内容を定められた取締役でなかった者でなければならない。^{*6}

三 権限

- 1 会計監査人の候補者は、監査役が指名する。監査役が複数の場合においては、その過半数の合意による。
- 2 監査役は、その職務の遂行に必要なときは、会計監査人に対し、その監査結果の報告を求めることができる。
- 3 監査役は、会社の使用人に対し、営業の報告を求めることができる。
- 4 監査役は、経営委員会が設置された場合、経営委員会に出席して意見を述べることができる。

複数監査役および常勤監査役両制度の導入(服部)

5 取締役の職務遂行に關し法令又は定款に違反する事実を發見したときは、監査役は、取締役会を招集することができる。

(注) 取締役の職務遂行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を發見したときは、監査役は取締役の解任のため株主總會を招集すべき旨を取締役に請求することができるが、取締役会がこの請求に応じないときは、監査役が株主總會を招集することができるものとするかどうか。

四 責任

監査役が重要な事項について監査報告書に虚偽の記載をしたことにより第三者に損害を生じさせたときは、監査役は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。ただし、監査役が、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(注) 1 非常勤監査役が、その職務を遂行するに際して利用できる資料及びその真実性調査に必要とされる注意義務の程度を明らかにすべきか(カリフォルニア会社法三〇九条)。
2 監査役についてもその責任を追求するための査定の制度を認めるべきか。

五 欠格事由

左に定める者は監査役に就任することができない。

1 刑法第二四六条ないし二四八条、第二五二条若しくは第二五三条、会社法、破産法、和議法、会社更生法又は証券取引法上の罪により刑に処せられ、その執行を終え又は執行を受けないこととなつた日から一定期間を経過しない者

2 無能力者、破産者で復権を得ない者

3 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除

く。

4 法人

(注) 欠格事由があるのに監査役に就任した者を過料に処するものとするかどうか。

六 監査役の報酬等

1 監査役の報酬は、株主総会が、取締役の報酬と区別して定める。

2 監査役が複数の場合には、各監査役の報酬の額は監査役の協議をもって定める。

(注) 監査費用についての規定を設けるべきか。」

(三) 右の「問題点及び意見」の補足説明

以上であるが、右のうち本稿の主題にとくに関係する部分(*印の部分)について、以下に補足説明をしておきたい。

*1 一定規模以上の会社は、複数監査役制を強制されるが(*5参照)、この規模に達しない会社には右の強制は働かない。しかし、この後者の会社といえども、複数の監査役を任意に選任することは可能である。したがって、複数の監査役が在任する会社には、複数監査役制が強制される会社とそうでない会社との二種類があることになる。この二種類のうちのいずれであっても、監査役が現に複数在任するときは、監査意見の表明を除いて、その職務の分担が可能であるとしたのが本項である。

監査役については、その独任制を強調する考え方が強い。この考え方を厳格に貫くと、監査役はそれぞれ単独で監査機関を構成し、他の監査役から独立して監査役としての職務権限を各自全部的に行うことを要することとなる。したがって、職務分担も許されないこととならざるをえない。しかし、本項はこのような厳格な考え方をとらないで、独任制と職務分担とは矛盾しないものと認め、その調和的解決を図っている。すなわち、①監査意見の表明を職務分担の範囲から除外し

複数監査役および常勤監査役両制度の導入(服部)

ていること、②職務分担を定めるには監査役全員の合意を必要とすること、とした点が注目されるのである。①については、監査意見の表明は監査役のもっとも重要な職務であるから、独任制を重視して、これを職務分担の範囲外とし、各監査役はその監査意見をつねに独自で表明すべきものとしたのである。したがって、この表明は、監査意見の表示のみならず、監査意見の形成自体をも包含すると認められる。②については、職務分担の定めが監査役全員の合意、すなわち各監査役の同意を要するのは、独任制の重視によるものである。したがって、職務分担を行うことのみならず、職務分担の具体的あり方についても全員の同意を必要とするものと考えられる。なお、「問題点及び意見」は監査役会制度を法定しようとはしていないので、右の全員の同意も監査役会を開催して全員一致の決議をする必要はない。ところで、職務分担の意義は、各監査役が主として情報の収集を分担し、これによって監査の充実を図るところにある。

*2 これは、右によって、情報の収集を中心とした職務分担が行われる場合には、他の監査役が分担した職務を適正に執行しているかどうかを各監査役は監視すべき義務を負うことを明らかにしたものである。自己が分担した職務だけを遂行していればよい、というものではないわけである。

*3 取締役が会社を被告として訴を提起したときは、監査役が被告会社を代表する（商二七五条ノ四）。この場合において、監査役が複数いるときは、各監査役が会社代表権を有するというのが理論上の帰結となるが、それでは統一的な訴訟活動を行うことができなくなるおそれがあるので、監査役の過半数の同意によって、一人の会社代表者を定めたり、あるいは、訴訟活動を統一化したりする途を開いたわけである。なお、会社が取締役を被告として訴を提起する場合にも、監査役が原告会社を代表することになるが（同条）、この場合には複数監査役の訴訟活動を統一化する必要性はそれほど大きくないので、各監査役が会社を代表するという原則に委ねられる。そうでないと、多数派監査役が少数派監査役の訴訟活動を制約するという弊害が生ずるおそれがあるが、このような弊害は取締役の会社に対する責任を会社が追及する場

合には大きいといえよう。

* 4 この(注)は、複数監査役制を強制される会社の範囲を、会計監査人の監査を義務づけられている会社とすることの可否を質ねているものである。右の会社は、監査特例法上の大会社と大体一致するが、要するに、大会社には会計監査人の監査とともに、複数監査役制を強制してはどうかということである。

* 5 右の意味での大会社には、複数監査役制とともに、常勤監査役制をも強制しようとするものである。監査役が複数いても、それがすべて非常勤ということになると、情報の収集など監査活動に支障が生ずるおそれがあるので、複数監査役の過半数は常勤でなければならぬとするわけである。

* 6 これは、簡単にいえば、複数監査役のうちの少なくとも一名は社外監査役でなければならぬとするものである。「取締役及び取締役会の問題点並びにこれに対する意見」というのは、同じく昭和五三年七月の商法部に提出された審議資料を指すが、その「二二」は、「会社は、取締役会の決議により各取締役につきその担当すべき職務の内容を定める。」となっている。この担当すべき職務の内容を定められた取締役は、いわゆる業務担当取締役または使用人兼務取締役にほかならない。したがって、本項は、監査役就任前の一定期間(二年ないし三年ということになるか)、当該会社の使用人、業務担当取締役あるいは使用人兼務取締役でなかった者、すなわち社外の人から少なくとも一名の監査役を選任しなければならぬことを定めたものである。監査の公正を期するには、社外監査役が必要であるとの趣旨である。

(四) 右の「問題点及び意見」の審議

昭和五三年七月の商法部会においては、右の「問題点及び意見」をめぐってつぎのような意見が述べられた。

① 「一定規模以上の会社の監査役」とあるのは、一定規模以上の会社、つまり大会社を特別扱いするものであり、中小会社には関係のないことと考えられるが、そうだとすると、中小会社の監査役についての問題点をも出す必要があるの

ではないか。

② 右の点については、複数監査役制をどのような会社に強制するかという問題において、これを中小会社にも強制するととなると、やはり厳しすぎるので、おのずから大会社に限定されることにならざるをえないと考えられる。

③ 複数監査役制を採用する場合には、監査役の重要な任務が業務監査、とくに違法性の監査にあるとすれば、複数の監査役のうちの一名を社外取締役とし、かつこれを弁護士等の法律の専門家に限定することが望ましいと考えられる。

④ 常勤監査役の指定方法については、株主総会は年に一回しか開催されないのが普通であることを考慮すると、株主総会でこれを指定するのは適当でなく、監査役の過半数の合意で指定するのが現実的であると考えられる。

⑤ 監査役のうち一名以上は社外監査役でなければならぬという点であるが、会計監査人がいる会社の監査役の主な仕事は、業務監査に専念することであると考えられるが、社外監査役を強制すると、監査役の監査は業務監査が中心であることが一層はっきりしてきたと思われる。ところで、この監査役が職務遂行に必要なときは会計監査人に対し監査結果の報告を求めることができるとなると〔問題点及び意見〕三二参照)、会計監査人が業務監査の一環を担うことになりかねず、また会計監査人が監査役に隷属することになるとの心配も出てくるのではないかと思われる。

二 「株式会社」の機関に関する改正試案（案）（昭和五三年一〇月）とその審議

（一）「株式会社」の機関制度に関する改正試案（案）（昭和五三年一〇月）

「株主総会制度の問題点及びこれに対する意見」、「取締役及び取締役会の問題点及びこれに対する意見」、「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」、の三つについて審議を終えた段階で、これらをまとめることになり、昭和五三年一〇月に開催された商法部会には、「株式会社の機関制度に関する改正試案（案）」が審議資料として提出された。本稿の主題

に關係する部分を摘記すれば、つぎのとおりである。

「第三 監査役」

一 複数の監査役の職務執行（「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」と同一内容であるから、省略する。）

二 一定規模以上の会社の監査役

（注）一定規模以上の会社は、会計監査人による監査を強制される会社とする。

1 監査役の員数は二名以上であることを要するものとし、その半数は常勤としなければならない。この場合において、常勤者の指定は、監査役の過半数の合意による。^{*2}

2 監査役のうち一名以上は、その就任前の一定期間会社の使用人又は第二、二、2により担当すべき職務の内容を定められた取締役でなかった者でなければならない。^{*3}

（二）右の「試案（案）」の補足説明

右の「試案（案）」の*印の部分（「監査役制度の問題点及びこれに対する意見」（以下においては「問題点及び意見」と略す）との相連部分）につき、つぎに補足説明をする。

*1 「問題点及び意見」では「半数以上」となっていたのが「半数」に改められている。しかし、意味は同じであると考えられる。というのは、「試案（案）」においても半数を超える常勤監査役をおくことを禁止する趣旨ではないからである。

*2 「問題点及び意見」では、常勤監査役の指定は株主総会の決議または監査役の過半数の合意のいずれかによる、としていたが、「試案（案）」では後者の方法一本に絞っている。商法部会でも後者の方法で足りるとの意見があったが、これを尊重したわけである。

* 3 社外監査役に関するこの項目は、実質的には「問題点及び意見」におけると異なっていない。すなわち、「試案(案)」の第二、二一、2というのには「会社は、取締役会の決議により各取締役につき担当すべき職務の内容を定める。」として、いわゆる業務担当取締役について定めをしているわけである。

(三) 右の「試案(案)」の商法部会における審議

昭和五三年一〇月の商法部会では、つぎのような質疑応答があったにとどまる。この商法部会では、株式会社の機関全体の改正が採りあげられており、しかも株主総会の計算書類承認権限の在り方がとくに論議の対象となっていたために、監査役の問題は関心から外れていたわけである。ところで、右の質疑応答はつぎのとおりである。

① 監査役のうち一名以上はいわゆる社外監査役でなければならぬとされ、そしてこの者は「その就任前の一定期間」当該会社の業務担当取締役または使用人でなかった者と定められているが、この一定期間というのは大体どの程度の期間を指すものであるのか。

② 右については、監査役の独立性とその情報収集機能との調和ということから考えて、二年ぐらいがいいのではないかと思われる。右の期間が短かすぎると、社外監査役の独立性にマイナスとなるし、他方永すぎると、その情報収集の面でマイナスが出てくるのではないかと考えられるのである。

以上であるが、「試案(案)」を審議するための商法部会は、翌月の昭和五三年一二月にも開催されている。しかし、この商法部会でも、複数の監査役の報酬の決め方について少し論議があったにとどまり、複数監査役制および常勤監査役制そのものについての論議はまったくなされなかった。大会社においては、右の両制度は止むをえないものというか、設けられて当然のものというか、そういう考えで受けとめられたように認められるわけである。もっとも、この両制度が期待どおり十分な機能を営むかどうかの点になると、商法部会の空気も確たるものがなかったといつてよい。

三 「株式会社の機関に関する改正試案」(参事官室試案)(昭和五三年一月)と各界意見

(一) 「株式会社の機関に関する改正試案」(昭和五三年一月)

(イ) 右のような経過の後、昭和五三年一月二十五日に、法務省民事局参事官室名をもって、「株式会社の機関に関する改正試案」(以下参事官室試案と呼ぶことにする)が公表された。本稿の主題に係る部分は、つぎのとおりである。

「第三 監査役

一 複数の監査役の職務執行

a 監査役は、監査の結果についての意見又は報告を除き、監査役の全員の合意により、その職務を分担することができる。^{*2}

b aの場合においては、監査役は、他の監査役がその分担する職務の執行を適正に行っているかどうかについて注意をしなければならない。^{*4}

c 取締役が会社に対して訴えを提起したときは、監査役の過半数をもって定めるところにより会社を代表する権利を行使する。^{*5}

二 一定規模以上の会社(会計監査人による監査を強制される会社)^{*6}の監査役

a 監査役の員数は二名以上であることを要するものとし、その一名以上は常勤としなければならない。^{*7}この場合において、常勤者の指定は、監査役の過半数の合意による。

b 監査役のうち一名以上は、その就任前の一定期間、会社の代表取締役、法定権限以外の職務を担当した取締役又は使用人でなかった者でなければならない。^{*8}

複数監査役および常勤監査役両制度の導入(服部)

(ロ) 以上であるが、*印の部分(試案(案)と異なる部分)につき若干の補足説明をしておきたい。

*1 「又は報告」という文言は、試案(案)にはなかったところであるが、「監査の結果についての意見を除き」だけを職務分担の範囲から除外するのでは、監査役の独任制に抵触するおそれがないわけではないと思われるので「監査の結果についての意見又は報告を除き」とされたものと認められる。

*2 試案(案)では「分担してその職務を執行することができる。」となっていたのを、「その職務を分担することができる。」と改めている。複数の監査役が、いわゆる監査役の独任制にもかかわらず職務の分担をなしうることに力点をおいて改めたものと考えられる。

*3 「その分担する」という文言は試案(案)にはなかったところであるが、事柄を明確にするために右の文言が加えられたものと思われる。

*4 試案(案)では「適正に行っているかどうかを監視しなければならない。」となっていたのを「適正に行っているかどうかについて注意をしなければならない。」と改めている。「監視」という表現は強すぎるということのようである。

*5 試案(案)では「会社を代表する権利の行使は監査役の過半数を以て定める。」となっていたのを、「監査役の過半数をもって定めるところにより、会社を代表する権利を行使する。」と改めている。会社代表権の行使に力点をおいて表現を変えたにとどまるものと認められる。

*6 一定規模以上の会社が会計監査人による監査を強制される会社を意味することは、試案(案)では(注)の形式で示されていたが、参事官室試案では本文のカッコ書きで示されている。事柄をより明確にするためであると認められる。

*7 試案(案)では「その半数」となっていたのを、「二名以上」と改めている。常勤監査役は、多数であればそれに越したことはないが、少なくとも一名あれば足りると考えられるので、あえて半数を強制する必要はないという趣旨と

考えられる。

* 8 試案(案)では「第二、二、2により担当すべき職務の内容を定められた取締役」となっていたのを、「代表取締役、法定権限以外の職務を担当した取締役」と改めている。試案(案)第二、二、2はいわゆる業務担当取締役について定めをしているが、それを参事官室試案では「法定権限以外の職務を担当する取締役」と表現している。しかし、その意味はとくに変わっていない。なお、試案(案)に対し、「代表取締役」が加えられているが、社外取締役という以上、過去の一定期間、当該会社の代表取締役であった者がそれから除外されるのは当然のことであるから、実質的には試案(案)と異なるところはないといえる。

(二) 参事官室試案に対する各界意見

(イ) 右の参事官室試案に対しては、各界から多数の意見が寄せられた。それらを概観するとつぎのとおりである(詳しくは、元木伸||稲葉威雄||浜崎恭生「株式会社機関改正試案に対する各界意見の分析」別冊商事法務五一号一三八頁以下参照)。

(a) 複数監査役制については、会計監査人の監査を強制される会社に対し複数監査役制を導入することを支持する意見が多かった。監査の充実あるいは効率化のために右の改正は望ましいとするものである。なお、複数監査役制に関連して監査役会の法制化を望む意見も若干あった。

(b) 常勤監査役制についても、会計監査人の監査を強制される会社に対し常勤監査役制を導入することを支持する意見が多かった。しかし、「常勤」という言葉は多様な意味を持ちうるるのでその意義を明確にすべきである、常勤者と非常勤者とは責任も異なるものとすべきである(常勤者の責任を重くすべきである)、などの付帯意見を付するものもかなりあった。他方、常勤監査役制を強制すると、逆に非常勤者の責任を不明確にする、常勤は監査役の性質になじまない、などの理由で常勤監査役制の導入に反対する意見も若干あった。

(c) 社外監査役制については、その導入に反対する意見が強かった。その理由は、①監査の独立あるいは公正が社外監査役制によって保障されるわけではないこと、②会社の業務執行に通曉した社内監査役こそ監査役として適任と認められること、③社外監査役制は形式的・名目的監査役の出現を招来するおそれがあること、④社外監査役は非常勤となるのが通常と認められるが、そうすると情報収集能力の低下に連がるおそれがあること、⑤現状において適当な社外監査役が容易に得られるとは考えられないこと、⑥時期尚早と認められること、⑦会計監査人のほかに社外監査役を必要とする理由に乏しいこと、などである。もっとも、社外監査役に賛成する意見もかなりあり、中には、すべての監査役を社外監査役にすべきであるとの強硬意見もあった。

(ロ) 参事官室試案に対し意見を寄せた諸団体はもちろん多数にのぼったが、もっとも利害関係のある日本監査役協会の意見だけをつぎに掲げることにする。

「一 複数の監査役の職務執行について

(一) a項については、賛成である。

ただし、職務の分担を行った場合には、委託をした監査役と委託を受けた監査役との選任関係を明確にする必要がある。

(二) b項及びc項については、賛成である。

二 一定規模以上の会社の監査役について

(一) a項については、賛成である。

(二) b項については、監査役の独立性を強化する面もあり、試案に賛成する意見もあったが、法律で強制することに對しては、実情から見て反対であるというのが多数意見である。その理由は、次のとおり。

(1) 監査役員数が二名以上（多くの会社が二ないし三名）という少数の中で、b項が強制された場合には、常勤の監査役が現状より少なくなるおそれがあり（社外監査役は非常勤となるのが通例であるから、社外監査役を強制すれば、非常勤者が現状より増え、逆に常勤者が減るおそれがあること―服部）、それによって、情報収集能力が低下するようになるからである。

(2) 実態調査によれば（当協会昭和五三年三月調べ）、社内から選任された監査役と社外から選任された監査役との比率は、四人対一人であり、また、社外から選任された監査役の前歴は、次のとおりである。すなわち、①大株主（親会社を含む）は三七九名中一四三名（三七・七％）、②取引先は五八名（一五・三％）、③弁護士・会計士等は三五名（九・二％）、④学識者一八名（四・七％）、⑤その他一二五名（三一・九％）。したがって、一定規模以上の会社の全社に対してb項の規定が強制されるならば、人選に困難を生ずるおそれがある。

三 もし、社外監査役の選任が義務づけられたならば、株主総会で社外監査役の選任の決議が否決されたとき、あるいは、社外監査役に退任事由が生じたときの措置が困難となる。」以上である。

四 商法等改正法律案要綱案（昭和五五年一二月下旬）まで

(一) 「取締役会制度等改正要綱案概要」（昭和五五年五月）

「株式会社の機関に関する改正試案」以後、商法部会においては、株式会社の計算・公開に関する改正問題（第一読会）、続いて株式制度に関する改正問題（第二読会）が審議された（昭和五四年三月から五五年二月まで）。機関改正に関する参事官室試案に対する各界の意見を参考にして、機関改正問題が商法部会において再び審議されたのは、昭和五五年二月以降であったが、同年五月の商法部会においては、「取締役会制度等改正要綱案概要」が審議資料として提出された。そのなか

ら本稿の主題に係る部分を描記すると、つぎのとおりである。

「第二 監査役

一 複数の監査役の職務執行

試案第三、一のとおりとする。

二 一定規模以上の会社の監査役

試案第三、二のとおりとする。

(注) 総会后、常勤又は試案第三、二bの資格を有する監査役が欠けた場合には、次の総会まで後任者の補充を要しないものとするかどうか。」

以上であるが、参事官室試案とは(注)が加えられた点が異なるにとどまる。参事官室試案に対する各界意見の中には、常勤監査役または社外監査役、とくに後者が欠けた場合にどうするのか、との疑問を提出するものがあったので、これに答えて、「次の総会まで後任者の補充を要しない」ことにしてはどうか、との提案をしたのが右の(注)の趣旨である。

ところで、商法部会においては、審議は取締役会制度の改正問題に集中し、監査役制度の改正問題についてはほとんど意見が述べられなかった。ただ、社外監査役に関し、社外監査役が社内監査役より良いという保証が果たしてあるのか、社外監査役は独立性を有するといわれるけれども、単純にそのようにいえないのではないか、という疑問が述べられたにとどまる。

(二) 「取締役会制度等改正の問題とこれに対する意見及びその根拠」(昭和五五年六月)

商法部会は、引続き翌月の昭和五五年六月に開催されたが、そこでは、「取締役会制度等改正の問題とこれに対する意見及びその根拠」が審議資料として提出された。本稿の主題に関する部分を描記すると、つぎのとおりである。

「五 社外監査役制度は必要か

1 必要であるとする意見の根拠

a 社外者は、代表取締役をはじめとする業務執行機関からの圧力を受ける可能性が少なく、監査役の地位の独立性の強化に役立つ。

b 社外者は、社内者とは異なった新しい観点から判断をすることができ、その結果、客観的かつ正確な監査を行うことになる。

c 監査報告書の内容を改善することと関連して監査役の地位の独立性についての信頼の強化が必要となるため、社外監査役の強制の意味が大きい。

2 不要であるとする意見の根拠

a 監査役としての職務を遂行できるだけの能力を備えた社外者を得ることは困難で、実質的には、監査体制の弱化につながりかねない。

b 社外者にとっては、社内の情報収集することが困難で、十分かつ正確な監査を期待し得ない。

c 大物の社内監査役の出番を少なくするおそれがある。

六 監査役中、社外者が欠けた場合には、次の総会まで後任者を補充しないでもよいものとしてよいか。

1 補充を不要とする意見の根拠

社外者の選任のためにのみ総会を招集することは困難である。

2 補充を必要とする意見の根拠

監査役の地位の独立性の確保のためには、監査役の中に常に社外者がいることが必要である。」以上である。

複数監査役および常勤監査役両制度の導入（服部）

(三) 右の「意見及びその根拠」の審議

昭和五五年六月の商法部会においては、右の「意見及びその根拠」につきつぎのような意見が述べられた。

① 社外監査役には、理論的にいえば、これを必要とする意見の根拠にあげられているような利点があると思われるが、現実の問題としては、適任者を得ることが困難であり、これを強制することになれば、十分かつ正確な監査がかえって妨げられるという結果をもたらしかねない。したがって、社外監査役制度は時期尚早というべきである。

② 社外監査役を強制することは、中小会社をも含めて考えると非常に困難ではないかと思われる。社外監査役を選ぶこと自体は大変結構なことであるから、各会社が自主的にこれを行うのはよいと思われるが、これを強制するのは現在の実態からいって適切ではないと考えられる。

③ しかし、社内監査役は言いたいことも十分言えないという実情もあるので、そういう点から考えると、社外監査役は意味があり必要なのではないかと思われる。

④ その点については、現在、社内から大物の監査役がだんだん出てくるような情勢となってきたので、無理に社外から人を求めるよりも、社内の大物の人を監査役に選んだ方が監査の実があがるのではないかと思われる。いずれにしても、社外監査役を強制することは避けて欲しいと考える。

⑤ 監査の実をあげるということを真剣に考えてゆけば、社外者を監査役に選任する努力が自然になされるのではないかと考えられる。したがって、とくに法律でもって社外監査役を強制しなくても、会社の自治に委せておく方が賢明ではないか。社外監査役を必ず一人は選任せよといった枠を設けることは、かえって不自然ではないだろうかと思われる。

⑥ しかし、監査の客観性ということからすると、監査に対する第三者の信頼が重要である。社外監査役であれば、右の信頼が絶対に保証されるといえないかもしれないが、ある程度保証されるのではないか。公正ということのほか、公正

らしさということも必要であるとするのが法律制度の建前である。したがって、社外監査役を強制することが、不自然であり、それゆえ適当でないということにはならないと考えられる。

⑦ 社外監査役が良い制度であることは認めるけれども、これを強制する場合には、強制に伴うデメリットをも考慮する必要がある。すなわち、メリットとデメリットをとともに考慮して、どちらがより大きいと考えるかによって結論が異なってくると考えられる。そうだとすると、現時点で社外監査役を強制することは、むしろデメリットの方が大きいのではないかと思われる。

(四) 商法改正法律案要綱案 (昭和五五年一月)

商法部会では、その後半年近くの間、会社の計算・公開の改正に関する審議(第二読会)が行われた。そして、商法改正に関する第二読会のすべての結果をまとめた「商法の一部を改正する法律案要綱案」が昭和五五年一月の商法部会に提出された。そのうち、本稿の主題に関する部分を摘記すれば、つぎのとおりである。

「第五 監査役

三 複数の監査役の職務執行

- 1 監査役は、その全員の合意により、法律に定める意見の陳述又は報告以外の職務の執行を分担することができる。
- 2 監査役は、他の監査役が分担した職務の執行を適正に行っているかどうかについて注意を怠らなかったときは、当該他の監査役が任務を怠ったときでも、損害賠償の責めに任じない。」

以上であるが、*印の部分について補足説明をしておきたい。この部分は、参事官室試案では「監査役は、他の監査役がその分担する職務の執行を適正に行っているかどうかについて注意しなければならない。」となっていたのを右のように改めたわけである。参事官室試案だと、注意義務だけが規定されているにとどまるので、注意義務を尽した場合の効果

が明確でない憾みがあったが、これを明確にしたということである。すなわち、参事官室試案のままであると、注意義務を尽した場合であっても、職務分担をした他の監査役の調査結果に不十分な点があり、この調査結果を当該監査役がそのまま利用したために、当該監査役の調査も不十分となったときは、損害賠償責任を負うのではないか、という疑問が生ずるが、この疑問を否定したわけである。

ところで、右の点については、前記商法部会では特別の論議はなかった。なお、複数監査役制および常勤監査役制については、次回の商法部会に委ねられた。

(五) 監査特例法改正法律案要綱案(昭和五五年二月中旬)

(イ) 引続いて昭和五五年二月中旬に商法部会が開催されたが、そこでは「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案要綱案」が審議資料として提出された。本稿の主題に関する部分を摘記すれば、つぎのとおりである。

「第一 資本の額が五億円以上の株式会社等に関する特例

三 監査役

- 1 会社^{*1}にあっては、監査役は、二人以上でなければならない。
- 2 会社は、監査役の過半数の合意により、常勤の監査役を定めなければならない。
- 3 会社の監査役の一人以上は、その選任前二年間、会社又はその子会社の取締役又は使用人でなかった者でなければならない。^{*2}

4 任期の満了又は総会の決議による解任以外の理由により3に定める監査役が欠けた場合において、法律又は定款で定めた監査役の員数を欠くに至らないときは、その後最初に招集される定時総会において3に定める監査役を選任

すれば足りる。³⁾

5 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその調査の結果及びこれに関する意見の報告を求めることができる。」

(ロ) 以上であるが、右の*印の部分について、つぎに補足説明をしておきたい。

*1 ここにいわゆる「会社」とは、監査特例法上の大会社を意味する。この大会社の範囲については、前記の監査特例法改正法律案要綱案は、①資本の額が五億円以上の株式会社、②最終の決算期の一年間の営業による収入が二百億円以上の株式会社、③最終の貸借対照表上の負債の部に計上した金額の合計額が百億円以上の株式会社、のいずれかに該当する会社としている。昭和五六年改正監査特例法二条とかなり異なっている点が注目される。

*2 および *3 社外監査役については、経済界はもちろん商法部会においても、反対意見、とくに時期尚早論が強かったのであるが、この監査特例法改正法律案要綱案ではその導入が図られている。もう一度商法部会の意見を聞こうということである。

(ハ) 右の改正法律案要綱案について審議した昭和五五年一月中旬の商法部会では、複数監査役制および常勤監査役制については別段問題はなかった。しかし、社外監査役制に関しては、賛成意見がないわけではなかったが、予想どおり反対意見が強かった。その反対理由を掲げるとつぎのとおりである。

- ① 社外監査役は、その適任者を求めることが實際上非常に難しい。
- ② 社内監査役が監査役として不適任であるとは、必ずしも言いがたい。
- ③ 社外監査役を強制すれば、適任者でない者が監査役に選任されるおそれが強く、かえって監査態勢が弱体化する心配が出てくる。

④ 監査委員会を設けるといった改正との関連で社外監査役の問題を検討すべきであり、今の段階では時期尚早である。

⑤ 改正法律案要綱案による社外監査役においては、社内者も二年間待てば社外者になるわけであるから、このような意味での社外監査役はこれを強制するに値するほどのものではない。したがって、むしろこれを削除すべきである。

⑥ 実際を見ても、従来第一線で監査的な仕事をしてきた部長クラスの者を監査役に選任することによって監査の実をあげている例も数多くあるので、社外監査役でなければならぬということとはできない。要するに、誰を監査役に選任するかは、経営の自主性に委せた方がより現実的であると考えられる。

⑦ 会計監査人との関係では、監査役は業務監査を主とし、会計監査人は会計監査を主とするという分業関係が成立すると考えられる。そうだとすると、業務監査については、社外の者より社内の者がやりやすいのではないかと思われ、この点から社外監査役を強制することには賛成できない。

(六) 商法等改正法律案要綱案(昭和五五年二月下旬)

引続いて、昭和五五年二月下旬に商法部会が開催され、「商法等の一部を改正する法律案要綱案」が審議資料として提出された。「商法等」となっているのは、監査特例法の改正も含んでいるからである。ところで、本稿の主題に関する部分については、社外監査役についての項目が全部削除されていることが注目されるが、それ以外は前記の商法改正法律案要綱案および監査特例法改正法律案要綱案におけると全く同様である。社外監査役についての項目が削除されたのは、前回の商法部会において反対意見が多かったことによるものである。

五 複数監査役制および常勤監査役制の成立（昭和五六年六月）

（一） 商法等改正法律案要綱（昭和五六年一月）

昭和五五年一二月下旬の右の商法部会においては、前記の商法等改正法律案要綱案がそのまま承認され、商法部会案として確定した。これによって、昭和五六年商法（監査特例法を含む）改正についての商法部会での審議はすべて完了した。

右の商法部会案は、法制審議会総会においてそのまま承認され、昭和五六年一月二六日右総会決定として、「商法等の一部を改正する法律案要綱」が発表されることとなった。

（二） 商法等改正法律案（昭和五六年三月）

右の「商法等の一部を改正する法律案要綱」に基づいて、法務省ではその条文化を急ぎ、「商法等の一部を改正する法律案」を作成した。

本稿の主題に関する部分で注目されるのは、複数監査役の職務分担が右の改正法律案に盛り込まれなかったことである。その理由については、つぎのように説明されている（稲葉威雄・改正会社法二五〇―二五一頁）。複数監査役の職務分担は、「結局、監査役が一人で権限を行使し職務を執行する独任制の機関であることと本質的になじまない一面があり、立法技術上非常な困難があったため、導入が見送られた。大会社の場合、一人の監査役がその業務全般について全面的に監査することは困難であり、複数の監査役が分担して集中的に行うものとする等組織的な監査を行うことが、監査の実効をあげるためにはむしろ適当である。このような見地から、複数監査役の職務分担について規定を設ける構想が生まれた。しかし、これを法律上の制度まで高めようとすると、監査役の基本的な性格との関係でいろいろ問題が生ずる。（中略）会社法上、権限の等しい有限会社の取締役や合名会社の社員が数名いる場合等独任性の機関が複数いる場合があるが、これについて

特に規定は設けられていない。監査役についてのみ、法律上職務分担および職務分担による責任軽減の規定を設ける合理的な根拠が何かはつきりしない。職務分担の定めをどのような要件で認めるか、その効果ないし拘束力をどのようなものとするかは問題である。また、事務分担をすることができない職務の範囲を適切に限定することにも困難がある（どうしても分担になじまないのは、監査についての判断だけであるが、それについて過不足なく表現するのもむずかしい）。

以上であるが、右の説明には、改正法律案作成の直前まで複数監査役の職務分担について新たに規定を設けるといふことで進んできて、しかも商法部会でとくに強い反対もなかったことと調和しないものがある。恐らく内閣法制局あたりから強い反対が出たものと推測されるが、確かなことは解らない。

(三) 複数監査役制および常勤監査役制の成立

右の商法等改正法律案は、閣議による承認（昭和五六年三月二〇日）、国会への提出（同年同月二四日）、国会による可決（衆議院同年五月一五日、参議院同年六月三日）を経て、同年六月九日法律第七四号として公布され、翌五七年一〇月一日から施行された。したがって、いわゆる大会社についての複数監査役制および常勤監査役制も右によって成立および施行されたわけである。